

(案)

夢洲関連工事調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 夢洲における関連工事の円滑な推進を図るため、一元的な工事調整、進捗管理及び情報共有を行うことを目的に、「夢洲関連工事調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 夢洲で実施される関連工事の一元的な工事調整及び進捗管理に関すること
- (2) 夢洲で実施される関連工事の情報共有に関すること

(組織)

第 3 条 調整会議は、座長及び委員で組織する。

- 2 座長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。但し、座長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の者に調整会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 調整会議の所掌事務に係る実務上の検討及び調整を図るため、座長が必要と認めるときは、部会及びワーキングを設置することができる。

(会議の開催)

第 4 条 座長は、調整会議を招集し主宰する。

- 2 調整会議については非公開とする。

(事務局)

第 5 条 調整会議の事務局は、建設局が担当し、経済戦略局、IR 推進局及び大阪港湾局は会議の運営に協力する。

(施行の細目)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

座 長	大阪市 建設局臨海地域事業推進本部長
委 員	大阪市 経済戦略局万博工務担当部長 大阪府・大阪市 IR 推進局副理事 大阪府・大阪市 大阪都市計画局拠点開発室副理事 大阪市 建設局臨海地域事業調整担当部長 大阪府・大阪市 大阪港湾局開発部長 大阪府・大阪市 大阪港湾局計画整備部長 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会工務局担当部長

## 夢洲関連工事調整会議

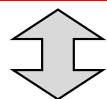
事務局：建設局（経済戦略局、IR推進局、大阪港湾局）

【目的】 夢洲における関連事業の一元的な連絡調整、進捗管理及び情報共有等

【構成】 座長：建設局臨海地域事業推進本部長

委員：経済戦略局、IR推進局、大阪都市計画局、建設局、大阪港湾局、博覧会協会

※委員は部長級



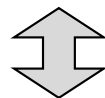
報告

## 夢洲関連工事工程調整部会（課長級）

事務局：建設局

【目的】 夢洲2期開発、インフラ整備、IR、万博関連撤去工事等  
夢洲における工事全体の工程調整、工事関係車両の管理 等

【構成】 経済戦略局、IR推進局、大阪都市計画局、建設局  
大阪港湾局、博覧会協会、IR事業者、埋設企業体 等



情報共有・調整

## 夢洲関連工事連絡調整WG（実務者）

事務局：建設局

【目的】 発注者・受注者で工事の安全・円滑な推進に向けた  
日々の工程調整、工事関係車両調整、運行ルールの徹底 等

【構成】 大阪府市関係部局、各事業の工事発注者・施工者、  
博覧会協会、IR事業者、埋設企業体 等

※各会議体の構成員は事業  
進捗に伴い変更する